

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

## 北海道国民年金 事案 1441 (事案 1282 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、A市B区に居住していた親元から独立し、昭和48年4月にC市へ転居した際に、住所変更手続きと一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料については定期的に納付していたと記憶している。

当初の判断後、申立期間に係る昭和52年10月にA市D局E部から発行された保険料過誤納額還付通知書が見付かった。

これにより申立期間の国民年金保険料を納付していたことの証明になるはずなので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和50年8月であることが推認できることから、48年4月に加入手続きを行ったとする申立人の供述内容とは一致しない上、申立人は申立期間の国民年金保険料を遡及<sup>そきゅう</sup>して納付した記憶が無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から新たな資料として提出された保険料過誤納額還付通知書により、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を時効完成後に納付したことが確認できる上、申立人が加入手続きを行ったC市では、加入手続きをした場合、過年度分の国民年金保険料について、被保険者に説明をした上で希望する期間を加入手続き用紙の備考欄に記載し、社会保険事務所(当時)に送付していたとしているこ

とから、申立人が加入手続時に過年度納付書の発行を希望し、保険料を納付していたものと推認できる。

一方、国民年金の加入手続は、当初の決定のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年8月であると推認できるが、この時点で、申立期間のうち、48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料は、既に納付の時効が完成していたため納付書は交付されないことから、納付されたものとは認め難い。

また、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの保険料は、申立人が資料として提出した保険料過誤納額還付通知書により、納付の時効完成後に納付したことが確認できることから、納付したものと認められない上、申立人は、当該通知書と一緒に還付請求書を保管しているため、申立人が当該請求書を提出しないまま2年を経過したと考えられることから、当該期間の還付請求権も時効により消滅している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1442

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和48年4月にA町に転居し、私の夫が国民年金の加入手続及び保険料の納付を夫婦二人分同時に行ってくれていた。

しかし、夫の記録は昭和48年4月から加入となっているのに、私の記録が49年4月から加入となっている上、保険料も同時に納付していた夫が納付済みとなっていながら、申立期間について、私だけが国民年金保険料の1年間の記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月30日に夫婦連番で払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄により、夫婦の納付状況が同一であることが確認できることから、申立人の夫の国民年金保険料が納付済みとなっている申立期間について、申立人のみが未加入期間とされていることは不自然である。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出年月日から申立人の夫の昭和48年度の保険料は過年度納付されていることが推認できるが、A町役場保管の申立人の夫の被保険者記録票には、過年度納付を表す「R」ではなく、現年度納付を表す「A」が表示されている上、申立人及びその夫の国民年金手帳には名前、生年月日及び取得年月日などに複数訂正した箇所が見受けられるなど、行政側の年金記録の管理及び事務処理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年8月1日まで

昭和46年4月1日にA社B支社にC業務担当として入社し、同年7月末まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同期入社と同僚、後任者及び申立人に仕事を教えた等とする複数の同僚の供述並びに同僚が保管する申立人の名前が記載されている結婚祝賀会の席順表から判断すると、申立人は申立期間にA社B支社に勤務していたと認められる。

また、当時のA社B支社長及び複数の同僚は、「B支社のC業務担当は正社員であり、入社時から厚生年金保険に加入する取扱いであった。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している支社のC業務担当8人は、いずれも記憶する勤務期間と厚生年金保険の加入期間が一致している。

さらに、複数の同僚は「当時、入社後すぐには社会保険の加入手続を行わず、相当期間経過後に入社日にさかのぼって加入させる取扱いであった。」と供述するところ、前述の被保険者原票によると、申立人と同期入社と同僚及び昭和46年8月6日に入社した後任者は、入社日に厚生年金保険の被保険者資格を

取得していることが確認できるものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における払出日は、いずれも被保険者資格取得日の1年以上後の47年8月21日であることが確認でき、その時点では申立人は既に退職していたことから、申立人の資格取得手続は行われなかったものと推認される。

加えて、前述の後任者が保管する入社直後の昭和46年9月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、同期入社と同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成15年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成2年12月1日、資格喪失日が5年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を5年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年5月1日まで  
平成2年12月1日から5年4月末までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当該事業所では事務手続を誤ったことを認めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成2年12月1日、資格喪失日が5年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が保管する給与明細書及び当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（訂正届出）により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る平成5年3月のオンライン記録及び同年4月の給与明細書における保険料控除額により、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和32年1月1日であると認められることから、申立期間に係る被保険者資格取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から同年10月1日まで

A社には、昭和31年6月から見習い職員として勤務を開始した後、32年1月1日からは、正職員として継続して勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年10月1日と記録されており、この記録は、私が記憶している勤務実態と相違しているため、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日について、同年1月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和32年10月1日として記録されていることが確認できることから、同記録においては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚一人は「私がA社に入社した昭和32年11月ごろにおいて、申立人は、既に正職員として1年以上にわたり勤務していたことを覚えている。」と供述している上、他の同僚一人も、「私は、昭和31年8月ごろに入社しており、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことを覚えている。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭

和 32 年 8 月 20 日として記録された後、同年 1 月 1 日へ訂正されていること、及び同年 10 月において、定時決定が行われていることがそれぞれ確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 32 年 8 月 20 日として記録されおり、この記録は、被保険者名簿における申立人の訂正前の被保険者資格取得日の記録と一致していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿によると、申立人と同様に、A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和 32 年 8 月 20 日として記録された後、同年 1 月 1 日へ訂正されていることが確認できる同僚 4 人全員について、オンライン記録においても、同日が当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日として記録されていることから判断すると、申立人についてのみ、オンライン記録における当該事業所での厚生年金保険の被保険者資格取得日が、同年 10 月 1 日として記録されていることは不自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録により、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 32 年 8 月 20 日から同年 1 月 1 日へと訂正されていることが確認できるところ、事業主は、申立人の資格取得時に係る標準報酬月額を、5,000 円として届け出ていることから判断すると、当該訂正前の同年 8 月の社会保険事務所の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年5月1日から30年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における、資格取得日に係る記録を29年5月1日、資格喪失日に係る記録を30年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月1日から30年4月1日まで

昭和27年12月から28年3月にかけて、高校の冬休みと春休みにA社でアルバイトとして働いたが、その後、高校を卒業した28年4月から正社員として採用され2年間勤務した。

勤務場所は本社とB事務所で、夏季の6か月間は主としてB事務所でC業務等を行い、残りの6か月間は本社事務所で同様の業務を行っていた。

確かに勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、当該事業所は、昭和29年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、同僚が供述した当該事業所の常勤従業員数と被保険者名簿の厚生年金保険の被保険者数がほぼ一致するため、当時当該事業所においては、ほぼすべての常勤従業員が厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、申立期間当時の同僚で申立人と同じ業務に従事していた女性職員も、同日付で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当時の同社B事務所の作業所責任者は「申立人は、私が勤務していた昭和28年ごろから私が退職する29年12月までは一緒に働いていた。」と

供述し、また別の一人で当時のD業務責任者は「申立人は、私が入社した昭和28年1月ごろより少し後に入社したが、私が退職した29年12月にはまだ勤めていた。」と供述しているところ、上記同僚二人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、いずれも昭和29年5月1日に資格取得し、30年1月1日に資格喪失していることが確認できる上、二人とも「申立人は継続して勤務し、常勤従業員であったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和29年5月1日から同年12月31日まで在職し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から判断して、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の厚生年金保険被保険者記録の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和29年5月1日から30年1月1日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和28年4月1日から29年5月1日までの期間については、同僚の供述から判断して、申立人は当該事業所での勤務が認められるものの、当該事業所は社会保険事務所の記録によると、29年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、申立人及び同僚から、当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述も得られなかった。

また、昭和30年1月1日から同年3月31日までの期間については、申立人は勤務していたことを主張しているが、当該事業所は平成20年12月26日に合併のため厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、合併先のE社では申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できず、同僚からも勤務実態等を裏づける供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1761

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から同年6月1日まで

昭和26年3月にA社に採用され、59年4月に退職するまで継続して勤務していたが、53年5月1日から同年6月1日までの同社B支店から同社本店に異動した時期について厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間は当該事業所において継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社健康保険組合の加入記録、A社厚生年金基金の加入記録、申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述、A社の清算人の供述及び申立期間当時のA社人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務(昭和53年6月1日に同社B支店から同社本店に異動)していたことが認められる。

また、同清算人及び申立期間当時の同僚のうちの一人は、「給与計算及び給与からの諸控除の事務処理はすべて本店C部が行い、転勤者については正式な辞令(社内発令)等に基づいた処理を行っていた。また、転勤の場合、厚生年金保険料は継続して控除していた。」と供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥

当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成\*年\*月\*日付けで解散(平成\*年\*月\*日清算終了)しているため、同社の清算人に照会したところ、「当時、同社各支店では厚生年金保険の事務手続を庶務係の者が行っていたが、必ずしも適切な手続を行っていたとは言えない。本件についても申立人の被保険者資格喪失届が誤った日付で提出されたものと考えられる。」と供述していることから、同社B支店から所轄社会保険事務所に対し、申立人は昭和53年5月1日に被保険者資格を喪失したとする届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1443

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から同年10月まで

私は、昭和58年5月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、妻が私の国民年金の加入手続を行い、私の保険料の納付については、妻が自分の分と一緒に自宅近くの銀行に行き、納付書で納付してくれていたはずである。

申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が昭和58年5月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月10日に厚生年金保険の第4種被保険者資格を取得するまでの期間であるが、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間前後に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) 申立期間は、オンライン記録によると、平成9年4月18日に国民年金未納期間に資格記録が変更されていることが確認でき、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間の申立人の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人及びその妻の申立期間の加入手続に関する記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1444 (事案 783 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から平成2年6月まで

昭和50年ごろに毎月、私は、私と父親二人分の国民年金保険料を併せてA町役場出納係に持参して納めた。当時の保険料額は一人1,100円ぐらいと記憶している。私の国民年金手帳は父親が保管していた。父親は他界している上、父親とは離れて生活していたため、手帳やその他保険料納付の証拠となる物は無いが、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、証言を得ることはできない上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は申立期間当時の納付方法について、A町役場の特定の職員が集金に来て納付したこともあると主張しているが、同町では、当該職員は国民年金業務を担当していなかったとしているため、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで  
申立期間について、A銀行B支店（現在は、C銀行D支店）で納付書により国民年金保険料を定期的に納付していたはずである。  
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 申立人が所持する国民年金手帳から、昭和58年4月2日付けで申立人の国民年金被保険者資格は喪失したことが確認できること、ii) B市の国民年金被保険者名簿から、申立人について、当該国民年金手帳に記載された同一年月日に被保険者資格を喪失したこと及び申立期間は各年度とも12か月すべてが未加入期間と記録されていることなどから、申立期間については、資格喪失により納付書が発行されなかった可能性がうかがえ、金融機関での納付はできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「3か月ごとに1万5,600円（1か月当たり5,200円）を納付していた。それは、申立期間のうち、最後に納付した昭和60年度の保険料だったと思う。」と供述しているが、i) その額は、納付済みである申立期間直前の昭和57年度の3か月ごとの保険料1万5,660円（1か月当たり5,220円）とほぼ一致していること、ii) 申立期間の最後である60年度の3か月ごとの保険料は2万220円（1か月当たり6,740円）であり、申立人の供述金額とは一致しないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していなかった可能性を否定できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 6 日から 42 年 2 月 4 日まで

昭和 41 年 6 月に A 社 B 営業所に入社し、43 年 3 月まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

C 業務担当として間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社 B 営業所（厚生年金保険は、本社一括適用）は、オンライン記録によると、昭和 47 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

また、オンライン記録により申立期間中に A 社において厚生年金保険の加入記録がある同社 B 営業所に勤務していた同僚 5 人に照会したところ、連絡の取れた 3 人のうち 2 人は、「当時、申立人と一緒に同社 B 営業所に勤務していた。」とするものの、申立人の勤務期間等について具体的な記憶が無い上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は当該事業所の被保険者資格を昭和 41 年 11 月 6 日に喪失後、健康保険証を返納している上、42 年 2 月 4 日に再度被保険者資格を取得しており、いずれの厚生年金保険被保険者記号番号も同一であり、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であった形跡は見当たらない。

加えて、前述の同僚二人は「当時、給与及び社会保険事務は、B 営業所長からの連絡等により本社で行っていた。」と供述している上、当時の B 営業所長

は現在連絡先が不明のため、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について供述を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 31 日から 46 年 6 月 1 日まで

昭和 43 年 10 月 1 日から勤務していたA社は、46 年 5 月ごろに倒産したが、それまでは勤務していて、給与も支払われており、厚生年金保険料も給与から引かれていた。

当時の給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について当時の事業主に照会したところ、「昭和 45 年 10 月末に休業状態になったことから、当時在籍していた社員を同月末で全員解雇した。当時の関係書類はない。」と供述している。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間前にA社において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚 10 人に申立人の厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、回答があった7人のうち5人が、「申立期間において申立人と一緒に勤務していたかは不明。」と供述している上、3人が「当該事業所は昭和 45 年 10 月末に倒産したことから、退社した。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所に在籍していた社員全員は、昭和 45 年 10 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が

給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1764

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 30 日から 33 年 1 月 1 日まで

昭和 28 年 6 月 1 日から平成 3 年 1 月 18 日まで、A 社（現在は、B 社）において厚生年金保険に加入していたが、申立期間に係る加入記録が確認できない。

申立期間当時から、同社の役員として給与、経理及び社会保険事務等を担当しており、従業員の社会保険に係る書類を提出する仕事をしていたので、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用について、B 社では、「申立人は、申立期間当時は当社の役員をしており、現在も会長職にあるが、申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務の実態や保険料控除を確認することはできない。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、申立人は、「時期や期間は覚えていないが、事情があつて仕事を行わなかった期間があつた。」と供述しているところ、申立人から名前の挙がった同僚一人は、「昭和 29 年 10 月ごろから 33 年 2 月ごろまで当該事業所に勤務していた。時期や期間は思い出せないが、私が当該事業所に勤務していた時に申立人が仕事に来なかった時期があり、私が申立人に代わつて事務の仕事を担当したと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 12 人に照会したところ、

10 人から回答があったが、申立人が申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚7人については、昭和31年と32年の定時決定の処理がなされているが、申立人には当該定時決定の記録が無い。このように、両年の定時決定の記録が無いのは、申立人について当該事業所の事業主から30年12月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出がなされたためであると考えられる上、当該事業所に係る被保険者名簿の記録に訂正等の不自然さはみられない。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで  
A社B支店に勤務し、C業務を行っていた。その後、同社D営業所に異動したが、D市においてE社を立ち上げることになったことからA社を退職した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していた期間について、i) A社のホームページには、同社B支店は昭和 54 年 3 月に開設されたことが記載されていること、ii) 申立人の妻及び複数の同僚が、申立人は「C業務を行っていた。」と供述しているところ、同様にホームページには、C業務は同年 10 月に開始されたことが記載されていること、iii) 申立人は当該事業所を退職した後にE社を立ち上げたとしているところ、オンライン記録により、A社及びE社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる4人は、55年4月29日から同年5月11日までの期間にA社の被保険者資格を喪失していることが確認でき、そのうちの一人は、「申立人は、私よりも1か月か2か月前にA社を退職した。」と供述していることから判断すると、申立人は、54年3月以降から55年春ごろまでの期間において、A社B支店及び同社D営業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の資料は残っていないことから、申立人が勤務していたかどうか不明である。雇用形態又は勤務期間により、厚生年金保険に加入させない社員もいる。」と回答しており、申立人の勤

務状況及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、オンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる15人に照会し9人から回答が得られたところ、複数の同僚が、申立期間当時、当該事業所では「試用期間を設けており、C業務担当社員は入社直後からは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、自身が記憶している入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日について3か月から1年程度の相違が確認できる。

さらに、申立期間において、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録も無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1766

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月ごろから平成 12 年 3 月 16 日まで  
申立期間については、A社にB職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、勤務期間を特定することはできないが、申立人が、申立期間の一部において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は昭和 52 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により確認できた事業主に厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「昭和 52 年ごろに取引先が倒産して資金繰りができなくなったことから、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の手続きを行い、その後、厚生年金保険の適用事業所としての届出はしていない。従業員は、労災及び雇用保険だけ加入させた。雇用保険は夏場の仕事がある期間だけ加入させる期間雇用として手続きを行ったが、厚生年金保険には加入させなかったため、同保険料は控除していない。当社は、事実上、5 年ほど前から営業は行っておらず、労働者名簿及び給与台帳等の資料は既に処分した。」と供述している。

さらに、申立人の雇用保険の給付記録によると、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月、平成 2 年 1 月、3 年 3 月、4 年 2 月、9 年 3 月及び 10 年 2 月に申立人は特例一時金を受給している上、5 年 5 月 19 日から同年 8 月 16 日までの期間については基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所における同僚の名前を記憶していないこと、及び申立期間当時、当該事業所は適用事業所の届出を行っておらず厚生年金保険被保険者記録から申立人と同時期に勤務していた同僚を確認することができないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会することができない。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1767

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から31年7月20日まで

平成20年に社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を調べたところ、申立期間は脱退手当金が支給されているとの回答であった。脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から7日後の昭和31年7月27日に支給決定されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったから、申立期間の事業所を退職後、昭和45年5月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 29 日から 56 年 2 月 1 日まで

A社では昭和 54 年 4 月 29 日から少なくとも 2 年以上働いていたが、申立期間は厚生年金保険の加入記録が無いとのことである。申立期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主に照会したところ、「申立人の入社日は昭和 54 年 4 月 29 日であり、申立期間において、引き続き勤務していた。」との回答が得られたことから判断すると、申立人は申立期間において当該事業所で継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 56 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 2 月 1 日からであり、それ以前に申立人の給与から同保険料を控除したことは無い。」と供述している。

さらに、申立人が、申立期間当時一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた者については、申立人は名字のみしか記憶していないため、個人を特定することができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となってから申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまでの間に同保険の被保険者資格を取得した者は、申立人及び当該事業主を除

き二人であるところ、そのうちの一人である当該事業主の妻に照会したが、その回答内容は当該事業主と同一である上、残る一人は照会したものの協力が得られない。

その上申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から32年4月1日まで

A社B支店における厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であった。厚生年金保険料の控除されていた事実を確認できる資料は無いが、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によるとA社B支店は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、A社に照会したところ、「当時の書類を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答している。

また、申立人は上司3人の名前及び姓のみを記憶している上司5人を挙げているため、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険の整理番号\*から申立人の整理番号\*までの間に申立人が名前を挙げた上司3人及び申立人が挙げた上司の姓と同姓の者が6人の合計9人が確認できた。これらの者についてオンライン記録を確認したところ、当該事業所における申立期間中の厚生年金保険の加入記録が確認できたが、そのうち8人は死亡又は連絡先が判明せず、一方、連絡先が判明した一人に照会したところ「申立人のことは覚えているが、勤務していた時期については分からない。」と供述しており、申立人の当該事業所における入社時期及び厚生年金保険の適用状況等について具体的な供述は得られなかった。



さらに、オンライン記録により、申立期間当時にA社B支店において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した17人に照会したところ、12人から回答があり、そのうち申立人を記憶していた者は3人であったが、そのうちの一人は、「自分は昭和28年に入社したが、申立人は私の後から入社した。申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」と供述しており、その他の二人はいずれも「申立人はC業務を担当していたが、厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」旨の供述をしている上、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和32年4月1日に被保険者資格を取得した者のうち3人に照会したところ3人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人は自分が入社した時には既にA社B支店に勤務していた。申立人は常用雇用の者であり厚生年金保険に加入していたと思うが、申立人がいつから常用雇用となったか分からない。」と供述しており、また、そのほかの一人も、「申立人がいつから常用雇用になったか分からない。」と供述している。

加えて、A社B支店及びA社本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の名前は記載されていない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。